

# 役員等の報酬等基準

社会福祉法人 健祥会



# 役員等の報酬等基準

社会福祉法人 健祥会

この「役員等の報酬等基準」は、社会福祉法人健祥会の定款第9条及び同第24条の規定に基づき、平成29年6月26日の評議員会で承認を得た「役員等の報酬等基準」である。

(報酬の支給の原則)

役員等への報酬については、定款及びこの「役員等の報酬等基準」によるほか、詳細は別途に定める「役員等報酬等規程(役員・会計監査人及び評議員並びに評議員選定委員の報酬等並びに費用に関する規程)」に従って支給する。

「定款第9条」(評議員の報酬等)関係

《 評議員の報酬等 》

1. 評議員の報酬の1人当たりの上限額は、年額15万円の範囲内とする。
2. 評議員会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。
3. 費用(交通費、研修費、旅費(宿泊費含む。)等)については、原則として社会福祉法人健祥会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

「定款第24条」(役員及び会計監査人の報酬等)関係

《 理事の報酬等 》

1. 理事長及び業務執行理事の報酬は、下記の範囲内で、役員等報酬等規程に従って、理事会で決定する。
  - 前年度の計算書類(決算額)「事業活動計算書(第2号第1様式)」におけるサービス活動増減の部「サービス活動収益計」の「千分の三」の額  
ただし、「サービス活動増減差額」から「役員報酬(費用科目の人件費の中区分)」を控除した額が「サービス活動収益計」の額の「百分の一」以下となっている場合には、年額600万円以内とする。また、役員報酬額には職員としての給与支給がある場合にはこれを含まないものとする。
2. 常勤理事の報酬(職員としての給与部分を除く。)は、下記の範囲内で、役員等報酬等規程に従って、理事会で決定する。
  - 年額600万円以内とする。
3. 非常勤理事の報酬の1人当たりの上限額は、年額25万円の範囲内とし、理事会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。
4. 費用(交通費、研修費、旅費(宿泊費含む。)等)については、原則として社会福祉法人健祥会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

## 《 監事の報酬等 》

### 1. 一般的な監事

- 一般的な業務担当監事及び財務担当監事については、理事会・評議員会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。
- 監事としての業務で、本部又は施設・事業所を訪問し、調査・監査等を行った場合には1日あたり5,000円（6時間以上の場合には10,000円）の報酬を支給する。

### 2. 財務担当監事（専門職）

- 財務担当特定監事となる公認会計士又は税理士で、定期的にこの法人の会計について監査及び指導・助言を行う者については、年額200万円の範囲内で、月額支給とすることができる。報酬額については、その職務内容等により評議員会で決定する。

### 3. 費用（交通費、研修費、旅費（宿泊費含む。）等）については、原則として社会福祉法人健祥会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

## 《 会計監査人の報酬等 》

### 1. 会計監査人の報酬

- 会計監査人は、別に定める「会計監査人選定基準」に従って選考された会計監査人を評議員会の決議により選任するが、その報酬については、当該選任された会計監査人の見積額を基本に、監事の過半数の同意を得て、理事会で定める。

### 2. 費用（交通費、研修費、旅費（宿泊費含む。）等）については、原則として実費精算とするが、場合によっては社会福祉法人健祥会「旅費規程」による精算をすることができる。

## 《 評議員選定委員の報酬等 》

### 1. 評議員選定委員の報酬

- 評議員選定委員会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。

### 2. 費用（交通費、研修費、旅費（宿泊費含む。）等）については、原則として社会福祉法人健祥会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

## 《 その他 》

### 1. 常勤職員が理事又は評議員選定委員となった場合の報酬については、その職務の一環としての業務として捉え、原則として別途に役員報酬等は支給しないことができる。

### 2. 評議員・理事・監事・評議員選定委員の報酬については、本人の申し出により支給しないことができる。